

国立大学法人東京学芸大学における指名競争参加者の指名審査委員の指定に関する要項の一部改正について

改正理由：事務組織の再編等に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正			現 行		
〔省略〕			〔省略〕		
指 定 職 位	事 務 の 範 囲		指 定 職 位	事 務 の 範 囲	
財務部長 財務課長 経理課長	財務部において執行する指名競争	規則第6条の資格を有する者のうちから競争に参加する者を指名する場合に契約担当役等に対する意見の表示	財務部長 財務課長 経理課長	財務部において執行する指名競争	規則第6条の資格を有する者のうちから競争に参加する者を指名する場合に契約担当役等に対する意見の表示
財務部長 施設マネジメント部長 <u>施設保全課長</u>	施設マネジメント部において執行する指名競争		財務部長 施設マネジメント部長 <u>施設整備課長</u>	施設マネジメント部において執行する指名競争	
財務部長 学術情報部長 <u>学術情報課長</u>	学術情報部において執行する指名競争		財務部長 学術情報部長 <u>情報サービス課長</u>	学術情報部において執行する指名競争	
〔省略〕			〔省略〕		
<p><u>附 則</u> この要項は、平成20年4月1日から施行する。</p>					